秋穂町広報

秋穂町役場発行
山口県吉敷郡
秋穂町（電話4）
編集人発行人 佐藤正巳

印刷所
宇部新聞印刷所
宇部市東区五反田通
電話1725番

町議会構成決る

七月定例町議会で！

去る七月十日の一般選挙後初の町議会は、十七日午前九時町役場に招集、町議員二十名中一名の欠席者で午前九時三十分開会、議席決定に続いて最年長者の倉橋良助議員が臨時議長となって議長、副議長の選挙を行い、議長に時繁友吉氏、副議長に溝岡正夫氏がそれぞれ当選、つゞいて常任委員会設置及び委員長の選任など議員提出議案五件、町長提出議案三件を可決の上午前十一時五十分閉会しました。

当日決りました議会の構成は次の通りです

議長 時繁友吉
副議長 溝岡正夫
議会選出監査委員 田中親正
議会推薦農業委員 岡田甲

一常任委員会

◉総務委員会
委員長 中村小次郎
副委員長 福江広登
委員 堀尾仕郎
同 赤瀬照二
同 大塚健介
同 宮田亀吉
同 吉永十一
同 吉山彦之助
同 安田民学

◉文教厚生委員会
委員長 倉橋良助
副委員長 藤田彦治
委員 末貞厳
同 岡田甲
同 赤瀬照二
同 藤田修三
同 横加登寿一
同 安田民学

◉産業委員会
委員長 福江広登
副委員長 岡田甲
委員 横沼嘯弐
同 吉永十一
同 勝本幸一
同 倉橋良助
同 中村小次郎
同 吉山彦之助

◉施設委員会
委員長 末貞厳
副委員長 藤田彦治
委員 宮田亀吉
同 横加登寿一
同 大塚健介
同 藤田修三
同 勝本幸一
同 横沼嘯弐

◉秋穂町消防委員会委員
赤瀬照二
大塚健介
田中親正
勝本幸一
藤田修三

災害復旧の完璧を目指して

議長 時繁友吉

議長 時繁友吉

去る十日の町議会議員一般選挙には、皆様の絶大なる御支持を得まして再度の当選ができましたことに心から感謝いたしますが過日の定例町議会で、はからずも議長に再任されまして身に余る光栄と、その責任の重且大であることを痛感し、秋穂町発展のために努力いたす所存であります。

本町は災害の町と申しましても過言でなく、過去幾度か水害に幾多の辛酸をなめておりますことは周知の事実でありますので今年こそは災害復旧の完璧を目指して前進することの出来ない住みよい町とすることが最大の急務であると存じております。またこれに平行して大規模消防の機器整備も災害防止のためには必須の要件でありますので、これが実現のため協力いたしたいと考えております。

災害復旧の大凡は、その殆どが国庫補助というめぐまれた工事でありますので、農水産振興等の施策には、執行機関と相協調して新しい構想のもとに実施いたしたいと念願しております。

大衆の福祉の上にたつ議決機関として、従来々の原則によりまして、公正な町政を運営し町民皆様の御期待に添う覚悟でありますので、本議会が挙なく一大飛躍をのとしますよう尚一層の御支援と御鞭撻をお願いいたしまして就任の御挨拶といたします。

使して町政へ

副議長 溝岡正夫

副議長 溝岡正夫

今回はからずも不肖の身が秋穂町議会副議長の栄と重責を、町民各位の絶大なる御支援の下に賜わり、且つまた副議長の大役を仰せつかり、唯々身に余る光栄と、その職責の重大さを痛感致す次第であります。もとより浅学非才の私如きに、この職責たる町政の場をあたえて下さった町民各位に対し私は私のもつ「若さと燃ゆる熱情」によって、総ての事に当りたいと深く念願するものであります。

さて私が日常思う事は、お互の故里であるこの秋穂町を愛し、町の発展と繁栄に心より伸して、お互の町を本当に正しく理解し、そして理解し、皆様の心を教訓的に盛り立てて行きたいものであります。議会運営に於きましては、正しき論議はあくまでも尊重し、議員相互にして且つ活発に討議討論を重ねまた訴合うべき事はお互に腹蔵なく討議、私情や感情等に支配されることなく、真からの愛郷の心をもって盛り合うべきでありましょう。

これは「町民の町民による町民のための政治が民主主義の本質」でありますので、私ら議員団も町民各位の良き理解は、民主主義政治の正しいルートを共に守る事によって、町民各位の御信任に副うと言う本義に基づくものであります。今後の町政に於きましては議員諸氏と共に協力の実を発揮、もって明るく文化の薫り高い秋穂町建設を目指して邁進致したく、この抱負と念願をもって御挨拶と致します。

県政の窓

赤字十億円の原因を 明日の幸のために

◉赤字になやむ県では、「地方財政再建促進特別措置法」によって財政の建直しにのり出すことになりました。◉県の赤字は現在十億円、その上このままにしておくと来年には二十億円にもなろうというありさまです。◉さて赤字の原因は❶終戦後、行政制度や教育制度が複雑になって県庁職員、警察官や教員の数が増え給料等の人件費が増えた。❷災害復旧や道路、校舎の建設等の事業のために発行した公債が積り積って、毎年元利払いで十億円になった等です。◉いずれにせよ人件費、公債費は県税等一般収入（国の補助金等は除く）の八割以上も喰っているのでなんとかせねばなりません。

◉赤字をなくすには「地財法」によるのが県民の負担を少くし一番簡単です。◉そこで県が財政の建てなおしをやりだすと税金等の負担が大巾に増えはしないかと心配される人がおられますが、とんでもないことです。◉十億円の赤字整理もこの法律の適用を受けて行けば、県だけの力でするより容易でその上負担も少くてできるのです。◉適用を受ければ赤字を埋めるのに公債の発行が出来、国から多額の補助もありますので五年目には黒字となりますが、同じ程度に県だけの力ですれば実に十五億円以上に赤字が増える計算です。◉というわけで再建にあたっても、❶県税を引上げたり、❷災害復旧工事をやめる必要はなく、❸公共事業、民生安定、新生活運動等の県民福祉事業も県民が望まずにそれる心配しがついています。◉しかし❶県の機構を簡素にして職員もなるべく少くし、❷学校の先生も生徒数の減少に応じて将来減らすことになりますが、三十一年度の教育水準は守り学校教育をくずすようなことは考えられていません❸また高校の授業料等は相県並に是正されますが、大巾に上げることはありません。◉県財政再建もいよいよ軌道にのって来ましたが、これはもとより容易なわざではありません。明日の県勢発展のために御協力をお願いします。

ことしの新しい農政

農業資金のあらまし

★この制度は！

今までの農業改良資金の事業に対する補助金政策を、農家の自主的な意欲を助長する融資制度に切り換えたものですから、補助政策と営農資金融資制度のよいところを取り入れた、その両方の中間的な制度です。

★この発足は！

法律と政令は五月十二日に公布されましたが、実際の運営に必要なきまり等の詳しいことについて、国も県も、いま準備中でありますから、この発足は七月以降になる見込みですが、それまでに必要な防除機具等については、法の施行日（五月十二日）から適用できるよう検討中です。

★この制度で行う事業は！

1、技術導入資金の貸付
新しい技術を導入するために要する資金を無利子で貸付て、農家の利子負担を軽減し、危険負担を防ぐ

2、施設資金の融資
今まで農林漁業金融公庫の融資対象として取り扱っていた農機具、種肥舎等の農家の営農上の施設になる施設資金を県が融資する場合、県が信用保証と利子補給を行って、その融資の円滑をはかる。

★この事業を行うには

技術導入資金の貸付金と、債務保証をする保証準備金を県が設置して、実際の貸付及び保証事務は、貸付と保証の決定を県がしてその他は信用連に委託し、信用連は更に農協に再委託することになると思われます。

★この制度を利用するには！

1、技術導入資金
市町村長と地区農業改良普及事務所長の意見書を必要とします。

2、施設資金
普及事務所、市町村長、農協、農信連の推薦書を要します。

★この制度の利用できる人は！

農家と、農家の組織する団体ですが、この場合団体とは、農事研究会等実質的に営農改善の実績をあげているものでよいわけです。

★融資対象事業と融資条件

一、技術導入資金
1、保温折衷苗代を設置するために必要な資材の購入に要する資金（一年以内償還）
2、水稲の早期栽培を行うために必要な資材の購入に要する資金（一年以内同右）
3、耕土培養事業において使用する物の購入に要する資金（三年以内一般性土壌又はアカホヤの改良の場合は二年以内）
4、みつまた又はこうぞの共同育苗団を設置するために必要な資材の購入に要する資金（三年以内）
5、桑園の改植を行うために必要な桑苗の購入に要する資金（三年以内）
6、前各号に掲げるもの外都道府県が農林大臣の承認を受けて指定する資金

二、施設資金（最下段は据置年数）
1、水田水口冷水被害防止施設の造成に要する資金（年一分五厘、三年以内、なし）
2、耕作用トラクターの取得に要する資金（年八分三厘、五年以内、一年）
3、病害虫防除用動力機具の取得に要する資金（年一割五厘、五年以内、一年）
4、畜力用農機具の取得に要する資金（年一割五厘、五年以内、一年）
5、穀物乾燥機の取得に要する資金（年一割五厘、五年以内、一年）
6、果樹又は野菜の給水施設の取得又は造成に要する資金（年一割五厘、五年以内、一年）
7、簡易かんがい排水施設の取得又は造成に要する資金（年一割五厘、五年以内、一年）
8、飼料用動力カッターの取得に要する資金（年一割五厘、五年以内、一年）
9、農業者の副業として農産加工を行うために必要な施設の取得に要する資金（年一割五厘、五年以内、一年）
10、堆肥舎の造成に要する資金（年八分三厘、七年以内、一年）
11、畜舎の造成に要する資金（年八分三厘、七年以内、一年）
12、サイロの造成に要する費用（年八分三厘、七年以内、一年）
13、農林大臣の定める規模をこえない土地改良事業に要する資金（年五分、十年以内、一年）
14、新地防風林の造成に要する資金（年五分五厘、十年以内、一年）
15、前各号に掲げるもの外都道府県が農林大臣の承認を受けて指定する資金（年一割五厘、三年以内十年、以内で都道府県が定める期間）

以上農業改良資金のあらましを述べましたが、形式としては融資制度で、一般の融資の場合よりも比較的その条件が簡単であるのが特徴です。併しまだ国県の段階ではありませんので詳しいことは、県のきまり等ができてからお知らせいたします。

参議院・町議選挙の部落別投票率

部落名	参議院選挙	町議選挙
大河内北	五六%	八二%
大河内南	四八%	九二%
天神町	五七%	九一%
浜中	八四%	八九%
北条	八一%	九二%
中条	六〇%	九〇%
井南	五四%	八五%
浜内	七五%	九二%
小浜	五三%	八五%
赤崎	六二%	九五%
日地	五五%	八九%
金山令	四三%	八八%
西質江	五八%	八六%
佐質江	六五%	九二%
中道	五六%	八七%
花香南	六〇%	九二%
花香北	七五%	八七%
中津江	八二%	九一%
鯛戸	六〇%	九四%
加茂	七〇%	九三%
池ノ浦	七三%	九五%
東本町	七七%	九二%
上本町	七四%	九五%
本町	八四%	九五%
祇園町	七七%	九四%
下村	七八%	九三%
中野	七二%	九六%
東浜田	七五%	九七%
西浜田	七二%	九八%
宮ノ旦	六九%	九六%
畠満北	四七%	九〇%
畠満南	六二%	九四%

7月31日は 固定資産税第二期分の納入期限です

必ず納期内に納めましょう
完納が築く住みよい我が郷土

産業欄

昭和31年度産米の集荷要項ご豫定数量

昭和三十一年産米の価格とその集荷要項は、去る六月十二日の閣議で決まりましたが、十六日の中央米穀対策協議会で各都道府県別の集荷団体別集荷予定数量もきまりました。

これによると本県の集荷団体別数量は、昨年と同じく山口県経済農業協同組合が三十七万石以上、山口県主要食糧集荷農業協同組合が三千石以上となっています。

農業協同団体では、山口県米穀売渡協議会の意見をきいて県下各市町村農業協同組合別集荷予定数量をきめ、本町では秋穂農協二千八百石以上、大海農協三百石以上の集荷の協議がされております。

本年産米の集荷制度は、昨年とほとんど変ったところはありませんが、集荷をすすめるうえに必要な事項を次に述べますので、売渡申込や集荷が順調にできるよう御協力願います。

◎売渡申込期限
昭和三十一年六月十八日から昭和三十一年八月十日まで

◎引渡期限
売渡申込をした米の引渡期限は昭和三十二年二月末日

◎概算金
玄米換算一石につき二千円
※概算金の申請は、生産者が農協などの指定集荷業者を通じて、申請することになっています。

農協などは概算申請の委託をうけ、売渡申込期限までに、必要な手続がいりますので、生産者は、なるべく早く申請の委託をしなければなりません。

◎免税措置
この制度で政府に売渡した米について、石当り平均一千四百円を免税額とすることになっています

◎米価

種類	規格	等級	昭和三十一年十月一日までのもの	昭和三十一年十月二日から同月十日迄のもの	昭和三十一年十月十一日から同月廿日迄のもの	昭和三十一年十月廿一日から同月卅一日迄のもの	昭和三十一年十一月一日以降のもの
玄米	正味六〇キログラムにつき	一等	四、二六八円	四、一八八円	四、一〇八円	四、〇二八円	三、九四八円
		二等	四、一八八	四、一〇八	四、〇二八	三、九四八	三、八六八
		三等	四、一〇八	四、〇二八	三、九四八	三、八六八	三、七八八
		四等	四、〇二八	三、九四八	三、八六八	三、七八八	三、七〇八
		五等	三、八二八	三、七四八	三、六六八	三、五八八	三、五〇八
精米	正味六〇キログラムにつき	一等	四、四六七円	四、三八二円	四、二九七円	四、二一二円	四、一二七円
		二等	四、三四七	四、二六二	四、一七七	四、〇九二	四、〇〇七
もみ	正味三七、五キログラムにつき	一等	二、〇二二円	一、九八二円	一、九四二円	一、九〇二円	一、八六七円
		二等	一、九六七	一、九二七	一、八八七	一、八四七	一、八一二

この表の価格は裸の米穀価格で次の表の金額を加えた額

区分			金額
俵（縄掛五箇所各二廻りで縦縄一筋以上の方掛け又は二筋二方掛け以上）	新俵	二重俵	九〇〇円
		二重式俵	七〇〇円
		一重俵	四五〇円
	古俵	二重俵	五〇〇円
		二重式俵	四〇〇円
		一重俵	三〇〇円
かます（縦縄二箇所各二廻りで横縄二筋以上一箇所掛け以上又は縦縄一箇所各二廻りで横縄二筋二箇所掛以上）	新かます		八〇円
	古かます		五〇円

なお、売渡時期別による非課税額は次のとおりです。

昭和三十一年十月一日迄 二千円
〃十月十日まで 一千八百円
〃十月二十日まで 一千六百円
〃十月卅一日まで 一千四百円
昭和三十二年二月二十八日まで 一千二百円

早植は出穂

普通田は除草に大童

宍戸開作の水稲特殊早植地区を訪ねて

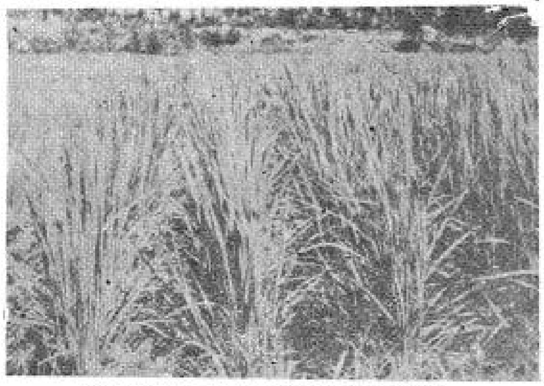

はしり穂が出た早植栽培田の水稲

除草時期中の稲田

近年、毎年の如く八、九月の災害で完全な収穫の出来ない宍戸開作では、なんとかして災害をまぬかれ安全な収穫がしたいとの一念から、部落が一丸となって水稲特殊早植栽培を実施し、現在の生育ぶりは普通田は二番除草の始まったという忙しい時ですが、早植ではもう穂が出揃うというとても良い成績で八月末には予定通り収穫ができ、本年こそ災害時期迄には取入れが終ると農家も張切っての管理ぶりです。

今年植付けられた品種は「農林十七号」で三月下旬に保温折衷苗代）五月上旬のまだ水の冷たいという時に植付けられたものです。

水稲作は普通六月下旬に田植して十月中に刈取るものとされていましたが、現在技術の進歩によって暖地は早植、晩植栽は水稲を年に二回も収穫する二期作まで各地で研究実施されその成果は広く普及されつつあります。

災害を予想していた宍戸開作においても、今日までの成長により早や裏作に何を栽培するか、二期作も可能であろうと各自試作的研究が進められており、これを機会として新しい農業経営の改善に乗りだそうとされております。

本年安全な収穫がされれば堂面たる信念を得て新しい経営方向が生まれることでしょう。

今後においては特に限られた耕地を新しい技術の導入で地方環境に合わしてより高度に利用して行く経営が時代の勝利者となりましょう。

そよ風にゆらぐ穂なみをながめつゝ普通田で除草機を押す人の顔にも何か新しい構想がみなぎってほおえまれておりました。（SM生）

農高秋穂分校の近代的な家事室

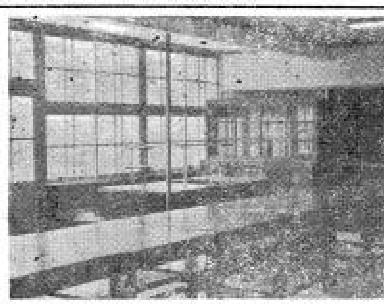

昨年、普通教室二、特別教室一を増築した小郡農高秋穂分校に、またまた工費五十数万円を投じて家事室の大改造がされ施設の整備がされました。

この家事室は近郊市町村に類例のない近代的なもので、調味品、庖丁入などに至るまで細部にわたって整備品もあり参観の人々は驚嘆させられます。

お暇のときは遠慮なく御覧になって台所改善の参考にして下さい。

また上級学校の進学は勿論とも秋穂分校に入学されますようおすすめいたします。新しい教室、整備された家事室が皆様のお子様方の御入学を待って おります。

白蛾の活動期です

早く駆除しましょう

白蟻には、「ヤマト白蟻」と「イエ白蟻」の二種類あります。ヤマト白蟻は山間部に多く、その飛翔時期は四、五月の昼間ですが、イエ白蟻は六、七月の夕方飛翔し本町のような海岸地方に最も多いそうです。白蟻の害は、柱や梁をくいものにして知らないうちに空洞にしてしまう大変恐しいものですから次のような気配がわかりましたら、すぐ駆除しなければいけません。

イ、六―七月にかけて夕方羽蟻が出て来ますから、その出てくるところを調べる。

ロ、土くそを出したような穴は蟻の喰ったものです。

ハ、床下の敷石や土台等に、巾三分―四分位の半円形の隧道をもた泥でかためたような蟻の道がはい廻っております。

ニ、活動時期には、蟻道が縦横に出てその太く、蟻道の大きいほど巣に近いことがわかります。

白蟻の駆除は、巣を割りだして燻却するのが一番よいのですが、殺蟻剤クレオソート、PCPなどの薬剤を圧入すれば予防の目的を達することもできます。白蟻で大変お困りの方は、県庁林政課指導係で相談に応じて呉れますので町役場に御連絡下さい。

防犯手帳

性犯罪の予防心得

女の一人歩きは危険
狙れやすい華美な服装

▼若い御婦人方は
1、夜間の一人歩きは絶対避けるよう、また何れ危いので道でも明るい人通りの多い道を選び、なるべく二人以上連れだって歩くようにしましょう。

2、帰宅が遅くなるような場合は家族に駅や停留所まで迎えを頼むか、同一方向の友達と一緒に帰りましょう。

3、夏に向うと、とかく服装も乱れ、挑発的になるものですからみだしなみに気をつけましょう。

4、既辺や外部から見通しの利く場所での着替や行水は避けるようにしましょう。

5、忍び込みや、痴漢の侵入を防ぐため、暑くても、夜間の戸締は厳重にしましょう。

6、興行場や混み合う乗物の中でことさらよりそってきたりする者があれば、痴漢かスリと心得て席を変えるなどの方法をとりましょう。

▼幼少女に対しては
1、登下校は必ず友達と連れだって行かせましょう。

2、興行場や集会場では、子供一人で便所にやらないよう、保護者が必ず附添っていってやりましょう。

3、見知らぬ人から「よいものをやる」「写真を撮ってやる」などの甘言によって誘惑される場合が多いので、平素から知らない人の言葉に乗らないようによく教育しておきましょう。

最後に大切なことは、不幸にして犯罪に襲われた場合はすぐ警察に届けることです。〃届け出るのが恥しい〃〃若し新聞に出たら〃こういった躊躇し苦悩は禁物です。警察でも秘密を守り被害者の名誉を傷つけないよう十分注意しておりますので、勇敢に届出るようにしましょう。

◎申告所得税第一期分の納期限は7月31日です
期限内に必ず納めましょう
山口税務署

電話加入者續々増加

本年三月秋穂、大海両局の電話局が合併されましてから次の方々が新規加入され同では嬉しい悲鳴をあげ、また周遊秋穂町の発展を示しています。

電話番号	加入者氏名	部落名
一六六	桐永 仁良	天神町
一六七	桑田 由助	祇園町
一六八	大塚 健介	中道
一六九	金本 太郎	西原江
一七〇	瀬中 末光	日地
一七一	金谷 行蔵	金山令
一七二	藤生 皆服	日地
一七三	山内 安二	東天田
一七五	吉本 利吉	日地
二一九	時繁 友吉	北条
二二〇甲	町田明一	日地
二二〇乙	町田組大海荘現場	浜内
二二一	木嶋 謙輔	下村
二二二	原田 勝喜	中野
二二三	市島 幸一	加茂

警察たより

自動車運転免許（許可）証の臨時検査について

日時 八月六日午前九時三十分から午前十時まで
但し検査後講習が行われます
場所 秋穂小学校

（注）
一、運転免許（許可）証を持っておられる方は全員漏れなく受検して下さい
二、小郡警察管内の臨時検査は八月六日から八月九日迄行われますから秋穂での検査当日都合の方は他の検査場で受検して下さい
三、右の期間内に検査が受けられない方は小郡署を提出して下さい
四、理由の届出もなく臨時検査を受けられないと運転停止等の処分を受けることになります

よろこびとかなしみ

◎…出生の部
○…五月

出生児	父	続柄	部落名
秋葉 美代	清	長女	西天田
河野 一郎	鉄治	長男	祇園町
国光 純	好男	長男	尾戸
立永 敦子	大一	弐女	西天田
山田陽子	清之	長女	北条
石川 敏一	久敏	長男	小浜
大林 早苗	巧	弐女	黒潟南
福中 昭枝	十三	参女	赤崎
長田 友樹	和雄	長女	下村
田中 照久	勲	長男	黒潟西
上野美智子	登	長女	黒潟南

◎…婚姻の部
○…五月

夫	妻	部落名
村中 宗夫	松村スミ子	秋穂町里中町 尾戸
杉山 武義	光永 静江	防府市 黒潟北
平田 俊昭	小林 智枝	中野 浜内
桑原 敬二	吉田 松子	防府市 浜内
福永 住市	斉藤 昭エ	山口市 中道江
上田 修	三輪 音子	中道江 中道江
安光 勝人	秋山 久子	中野 金山令
角中 敏	有近 昭江	井関 防府市
部光 義栄	山本 照代	東天田 山口市
糸中 政首	崎本 初子	浜内 防府市
岡田 直人	藤原 数子	防府市 井南
土井 健生	佐々木静恵	宇部市 中道江
田村 元生	亀山 俊子	上本町 小郡町
橋田 昭右	中川 貞子	黒潟北 防府市
光永 武由	杉本美知子	中条 山口市
西村 麻光	井口 トヨコ	日地 防府市

◎…死亡の部
○…五月

死亡者	年令	部落名
吉本 惣吉	六八才	日地
久松 ツネ	六八	花香南
西浜 恩一	五三	日地
安光 太吉	八四	岩谷江
西村 伊介	五八	東本町
冨見百合一	七七	中道
木村 ハツ	八六	中道
的場栄太郎	五三	中条
中村清太郎	八一	黒潟南
福田 トメ	八二	祇園町
林 タノ	七四	中野
川野 利吉	八七	祇園町
小松文右ェ門	六六	天神町